

令和8年度一般コミュニティ助成事業補助金 募集案内

1 趣旨

宝くじの社会貢献広報事業として、一般財団法人自治総合センターが実施する一般コミュニティ助成事業（＝コミュニティ活動に必要な備品の整備に係る費用を助成する制度）を活用し、町会・自治会へ補助金を交付するものです。

2 補助対象者（事業実施主体）

文京区町会連合会に加入している町会・自治会（153団体）

3 補助対象事業

コミュニティ活動に直接必要な備品等（建築物、消耗品を除く。）の整備に関する事業で、以下に掲げる要件を満たすものを補助対象事業とします。

- (1) 宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できること。
- (2) 国、東京都及び文京区が交付する他の補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 原則として、短期間に消費又は破損するような備品等の整備でないこと。
- (4) 令和8年4月1日以降に実施し、令和9年3月15日までに完了すること。

4 補助対象経費

- (1) 補助の対象となる経費は、事業（＝備品の購入、設備の整備等）に要する経費の総額以内の金額とします。ただし、収入がある場合（＝企業・団体からの協賛金収入や町会・自治会での積立金等がある場合）には、総額から収入額を差し引いた金額以内とします。
- (2) 対象外となるものの具体例は、「11 よくある質問」のQ1をご覧ください。

5 補助金額

1事業につき、100万円から250万円まで

※ 申請できる金額は、10万円単位（10万円未満を切り捨て）です。

（例）事業経費の総額が158万円の場合→150万円

※ 100万円に満たない場合は、申請できません。

（例）事業経費の総額が76万円の場合→申請不可

6 注意事項

- (1) 申請は、町会・自治会1団体につき、1件に限ります。
- (2) 一般コミュニティ助成事業は、宝くじの社会貢献広報事業として実施されることから、整備された備品・設備等に必ず所定のデザイン表示をしなければなりません。デザイン表示の詳細については、別紙「宝くじ社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」又は（財）自治総合センターのホームページ（<http://www.jichi-sogo.jp/enterprise>）をご覧ください。
- (3) 令和8年度実施事業につきましては、本年9月頃に一般財団法人自治総合センターより実施要綱が示される予定ですが、申請関係書類の準備にかかる期間を確保するため、先行して申請受付を行います。上記事業内容については、前年度実施要綱に基づくものであり、令和8年度事業については変更になる場合があります。変更になった場合、追加で必要書類の提出を求める場合があります。

7 申請方法

(1) 申請関係書類

申請を希望する町会・自治会は、以下に掲げる書類を全て作成し、提出してください。

No.	書類名	書式	提出部数
—	一般コミュニティ助成事業補助金交付申請書	様式あり	1 部
1	一般コミュニティ助成事業実施計画書		
2	一般コミュニティ助成事業収支予算書		
3	一般コミュニティ助成事業購入備品・設備整備内訳書		
4	宝くじの社会貢献広報の表示案	様式なし	3 部
5	積算根拠資料（見積書、購入備品のカタログの写し等）		
6	申請団体の規約		
7	申請団体の令和7年度事業計画及び予算書		

※ 申請関係書類については、原則として、A4サイズ縦又はA3サイズ横で作成してください。

※ No.4 の表示案、No.5 の購入備品のカタログの写しについては、カラーコピー必須

※ No.6 の規約、No.7 の事業計画及び予算書については、白黒コピー可

※ 申請関係書類の不備・記載漏れが多い場合は、申請できません。

※ **No.4～No.7 の書類はそれぞれ3部ずつ必要です。**

(2) 提出先

文京区区民部区民課地域振興・協働推進担当（文京シビックセンター12階南側）

電話：03-5803-1170（直通）

(3) 提出期限

令和7年9月19日（金）午後5時まで【必着】

※ 申請書類は、文京区から東京都を経由して（財）自治総合センターへ提出します。提出期限後は、理由の如何にかかわらず、受付できませんので、ご注意ください。

8 申請の結果通知

(1) 申請の結果については、（財）自治総合センターから通知があり次第、申請団体にお知らせします（令和8年4月予定）。

(2) 一般コミュニティ助成事業の可否については、（財）自治総合センターが決定するため、申請をしても必ず採択されるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

9 補助金の交付時期

町会・自治会への補助金の交付時期は、事業完了後、実績報告書を文京区に提出した後になります。事業実施前には交付されませんので、十分ご注意ください。

10 問合せ先

文京区区民部区民課地域振興・協働推進担当（文京シビックセンター12階南側）

電話：03-5803-1170（直通）

メール：b200500@city.bunkyo.lg.jp

（申請関係書類の書式の電子データが必要な場合は、上記メールアドレスへご連絡ください。）

11 よくある質問（Q & A） ※申請書を作成する前に、必ずご覧ください。

補助対象となる事業・経費について

Q 1 補助対象外となる事業・経費には、どのようなものがありますか？ **重要**

A 1 以下に掲げる場合には、補助対象外となります。

(1) 継続事業

一般コミュニティ助成事業は、単年度事業を基本としていますので、複数年度にまたがった事業については対象外です。令和 8 年 4 月 1 日以降に実施し、令和 9 年 3 月 15 日までに完了する事業が対象となります。

(2) 関連のない複数事業が一つの事業に盛り込まれているもの

一事業として合理的な説明ができないほど、事業趣旨がかけ離れた備品を一つの事業として申請された場合は、対象外となります。また、少額の備品を多種盛り込んだために申請の趣旨が不明瞭になったものなどは、過去に他自治体において不採択になっています。

(3) 事業費が高額のもの

事業費が高額のものについては、原則として対象外です。

高額の目安としては、補助金申請額の 2 倍を超えない程度を想定しています。

（例）補助金申請額が 250 万円の場合→事業費総額は 500 万円程度まで

(4) 観光、産業振興、教育（学校行事）が主目的となるもの

地域の意識向上・活性化等の観点から、観光用施設・商業用施設・歴史由来を書いた看板等は、いずれも対象外です。

(5) 建築物（建築基準法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する建築物を指します。）

東屋（支柱、屋根、椅子程度で構成された簡易休憩施設）、基礎工事やアンカー工事の伴わない簡易な倉庫・収納庫は対象となる場合があります。ただし、建築主事による建築基準法上の建築物に該当しない旨の証明書の提出が必要です。

(6) 建築物と実質一体とみなせるもの

トイレ、畳、カーペット、襖、アコーディオンカーテン、太陽光パネルなど、建築物と実質一体とみなせるものは、対象外です。

(7) 土地の整備（取得、造成を含む。）、既存施設及び中古品の購入、既存の施設又は設備等の修理・修繕・撤去に要する経費

ただし、地域の祭りに関する備品である太鼓の皮の張替え、御輿・山車の修理については、新たに作成・購入すると金額が高額となることに加えて、備品の性格上、修理を重ねて次代に伝えていくべきものと考えられます。そのため、これらの備品については、修理した結果、新規購入の場合と比べて同程度以上の状態になるものに限り対象となります。

(8) 宗教に関する備品・設備等の整備

実際に宗教団体への助成に充当されるものはもちろん、第三者から見て、宗教又は宗教団体への補助金と混同されるおそれのあるものは対象外です。

なお、地域の祭りに関する備品であれば対象となりますが、法被等の祭り用具に特定の施設名（神社名等）を明記したものの整備は対象外です。

(9) 車両

自動車、自転車、原動機付自転車、トラクター、草刈り機など、人が乗る車両は対象外です。ただし、人が乗らない除雪機など、又は動力が付いていない手押し車（リヤカー、台車等）は、対象となります。

(10) 娯楽性の高い備品、営利を目的とした設備等

カラオケ機器のような娯楽性の高い備品、自動販売機のような営利を目的とした設備は、対象外となります。

(11) 銃・刀剣類

祭りで刀剣類を使用する場合もあるかもしれませんが、真剣・模擬剣のいずれも対象外です。また、刀剣類のほか、武器・武具に類するものは、対象外となります。

(12) 住民個人宅に設置されるもの、使用が特定の人に限定されるような備品等

個人に配布され、町会・自治会として管理する備品でない場合は、対象外です。

(13) 地域性のない楽器類（軽音楽器、ピアノ等）

一般コミュニティ助成事業は、町会・自治会が使用するコミュニティ活動備品を対象としています。したがって、町会・自治会が祭り等で使用する太鼓・笛等は対象となりますが、趣味や芸術を目的とした団体が使用する地域性のない楽器（軽音楽器、ピアノ等）は対象外です。また、これらの専ら趣味や芸術を目的とした団体への貸出しを意図して申請した場合であっても対象外となります。

(14) 土地を要する事業を実施する場合（ベンチの設置等）で、次に該当するもの

- ① 登記簿謄本の権利部（乙区）に抵当権等の権利関係（抹消登記未済を含む。）が付着しているもの。なお、事業実施後に抵当権等が付着することがないようにしてください。
- ② 相続手続が未済のもの
- ③ 土地所有者全員の承諾書等が得られないもの

(15) 消耗品

使用回数に制限があるもの又は使用期間に定めがあるものは、消耗品のため、対象外です。（例）コピー用紙、プリンタ用トナー等

(16) 公道上に設置する看板・掲示板

道路（国道、都道、区道）に設置する看板・掲示板は、対象外です。ただし、私有地内に設置するときは、設置箇所の土地の所有者の承諾書及び登記簿謄本を取得できる場合に限り、対象となります。

(17) PCアプリケーションソフト（単品）

パソコンにインストールして使用するアプリケーションソフトは対象外です。ただし、購入時にパソコン本体と一体となっている場合は対象となります。

(18) 防犯カメラ、防災目的の備品

(19) 医薬品

(20) その他(財)自治総合センターが対象外と認めたもの

申請の結果について

Q 2 事業内容等が要件に合致しているにもかかわらず、申請が不採択になる場合があるのはなぜですか？

A 2 一般コミュニティ助成事業は、募集に際して、申請件数の上限が定められているわけではありません。したがって、事業内容等が要件に合致していても、(財)自治総合センターの予算を超えるために不採択となる場合があります。

Q 3 昨年度申請して不採択になった事業について、今年度も申請したいのですが、可能でしょうか？

A 3 昨年度不採択になった事業を今年度も引き続き申請することは可能です。ただし、再度申請した事業が必ず採択されるとは限りませんのでご注意ください。(何年も連続して不採択になる例もあります。)

Q 4 過去に一度一般コミュニティ助成事業の交付を受けた町会が、二度目の申請を行うことは可能でしょうか？

A 4 過去に助成金の交付を受けた町会が、二度目の申請を行うことは可能です。

申請関係書類について

Q 5 申請関係書類の作成方法について教えてください。

A 5 申請関係書類の作成方法については、別紙「作成の仕方」をご覧ください。
なお、申請関係書類については、原則として、A 4 サイズ縦又は A 3 サイズ横で作成してください。

Q 6 申請関係書類として、「宝くじの社会貢献広報の表示案」を添付することになっていますが、何を作成すれば良いのでしょうか？

A 6 整備する備品・設備のどの部分に宝くじの広報表示を行うかについて、表示位置の案(デザイン案)を作成してください。

Q 7 見積書を取る際に注意すべきことはありますか？

A 7 宛名は、町会・自治会名とし、備品・設備ごとの品番、単価と合計金額(税込金額と税抜金額)がわかるように見積書を取ってください。

宝くじの広報表示について

Q 8 購入した備品に宝くじの広報表示を行うこととなっていますが、その費用の取扱いはどうなるのでしょうか？

A 8 宝くじの広報表示にかかる費用(印刷費、プレート作成費等)は、補助対象となりますので、申請に当たっては、この費用を含めて見積書を取得し、総事業費の積算を行ってください。

補助金の交付について

Q 9 事業実施前に補助金を交付してもらうことは可能ですか？ **重要**

A 9 町会・自治会への補助金の交付時期は、事業完了後、実績報告書を文京区に提出した後になります。事業実施前には交付されませんので、十分ご注意ください。